

## 住宅環境を整備するサービス

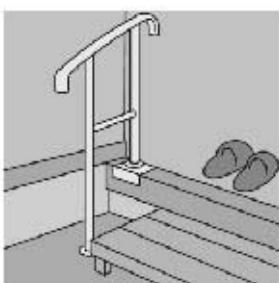
### 住宅改修費支給

**上限  
20万円**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。（保険給付は18万円）

#### 住宅改修工事着工前に

必ず事前申請を行い、承認を受けることが必要です



廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの設置」  
「段差解消」のためのスロープ設置など  
滑り止め防止などのための「床または通路面の材料の変更」  
開き戸から引き戸などへの「扉の取り替え」  
洋式便座などへの「便器の取り替え」  
その他住宅改修に付帯して必要となる改修

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと施設へ通所や入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで活用しましょう。



# 家庭での介護環境を整えたいときのサービス

## 利用するには

まず、申請書などをお住まいの市町の介護保険担当窓口に提出してください。

※改修前に介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

**住宅改修費支給の対象者**  
要支援（1・2）、要介護（1～5）の認定を受けていて、在宅で生活をしている方

## 介護保険でできる住宅改修の例

廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの設置」  
「段差解消」のためのスロープ設置など

**申請に必要なもの**  
事前承認申請書  
住宅改修が必要な理由書  
改修予定箇所の写真  
平面図（改修前後の状態がわかるもの）  
工事見積書など

## 注意事項

- ◆要介護・要支援の認定開始前や事前申請承認前行った住宅改修は、支給の対象になりません。
- ◆支給上限（20万円）を超えた分について、全額自己負担となります。
- ◆改修費用の合計が支給上限になるまで、何度も改修できます。ただし、原則として一度全額を使い切ってしまうとそれ以上の支給はありません。
- ◆改修する住宅の住所地が介護保険被保険者証の住所地と同一であること。

### 問 杣藤地区広域市町村圏組合

#### 介護保険事務所

0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

武雄市 くらし部 健康課

23-9135

担当:井手



○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

## 介護保険制度説明会を開催します

3月で65歳になられる方を対象に、制度説明会を開催します。多くの皆さんのご出席をお待ちしています。

- ・2月17日(水) 10時 武雄市役所
- ・2月19日(金) 10時 山内保健センター
- ・2月25日(木) 10時 北方支所



## 介護保険料納付日のお知らせ

2月(9期)の保険料の納付日は次のとおりです。

◇納付書払いの納期限 3月1日(月)

◇口座振替の口座引落日 2月26日(金)